

重要事項説明書

(介護予防) 短期入所療養介護

第1章 総則

第1条 規定の目的

この規定は、医療法人太田脳神経外科医院が、介護保険法第94条の規定に基づき開設許可を受けた介護老人保健施設おおた（以下「施設」という。）における介護保健施設サービスについて、その運営に関する事項を定め、効果的な施設運営と入所者に対する適正な処遇を確保することを目的とする。

第2条 施設の目的及び運営の方針

- 当施設は、明るく暖かみのある雰囲気の中で、入居者に対して、従業員が笑顔を持って『暖かみのある手のひらケア』をモットーにサービスを提供に努めています。
- 当施設は、介護保健法令の趣旨に従い、入所者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことが出来、居宅における生活への復帰を目指すものとする。
- 当施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護保健施設サービスを提供に努めています。
- 当施設は、看護・医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るようにし、生活への復帰を目的としております。
- 当施設は、地域の中核施設となるべく、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めています。
- 当施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、自傷等の恐れがある場合や緊急やむを得ない場合以外は、入所者に対しての身体拘束を行わないようにしております。

第3条 施設の名称等

施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

事業所名所 介護老人保健施設 おおた

所 在 地 福岡県糸島市浦志二丁目21-21

電 話 092(323)1251

F A X 092(323)1253

第4条 入所定員等

施設の入所定員は、**18**名とする。

第5条 定員の遵守

施設は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第6条 通常の送迎の実施地域

福岡県糸島市、福岡県福岡市西区

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

第7条 職員の職種及び員数

- | | | | |
|----------|----|-----------------|----|
| ①管 理 者 : | 1名 | ⑤支援相談員 : | 1名 |
| ②医 師 : | 1名 | ⑥介護支援専門員 : | 1名 |
| ③看護職員 : | 2名 | ⑦理学療法士又は作業療法士 : | 1名 |
| ④介護職員 : | 4名 | ⑧管理栄養士 : | 1名 |

第8条 職務の内容

- ①管理者 : 施設の運営管理を総括すること。
- ②医師 : 入所者の健康管理の指導及び医療の処置に適切な措置を講ずること。
- ③看護職員 : 管理者及び医師の指示を受けて行う入所者の看護及び介護に関すること。
- ④介護職員 : 入所者の日常生活全般にわたる介護に関すること。
- ⑤支援相談員 : 入所者の生活相談、指導に関すること。
- ⑥介護支援専門員 : 入所者の施設サービス計画の作成に関すること。
- ⑦理学療法士又は作業療法士 : 管理者及び医師の指示を受けて行う入所者の機能訓練指導に関すること。
- ⑧管理栄養士 : 入所者の栄養管理指導、献立の作成、栄養の計算、食品の管理及び調理指導に関すること。

第9条 勤務体制の確保等

- 1) 施設は、入所者に対し、適切な介護保健施設サービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2) 施設は、当該施設の職員によって介護保健施設サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の遭遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3) 施設は、職員に対し、その資質の向上の為の研修の機会を確保するものとする。

第3章 入所及び退所

第10条 内容及び手続の説明及び同意

施設は、施設介護サービスの提供に際しては、あらかじめ入所申込者又はその家族に対し、運営規定の概要従業者の勤務体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項の文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について文書により入所申込者の同意を得るものとする。

第11条 受給資格等の確認

- 1) 施設は、介護保健施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。
- 2) 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護保健施設サービスを提供するように努めるものとする。

第12条 入退所

- 1) 施設は、その心身の状況及び病状並びにそのおかれている環境に照らし、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者を対象に、介護保健施設サービスを提供するものとする。

- 2) 施設は、入所申込者の入所検討会議を多職種協同で行うものとする。
- 3) 入所については、正当な理由なく、介護保健施設サービスの提供を拒んではならないものとする。
- 4) 施設は、入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難である場合は、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。
- 4) 施設は、入所申込者の入所に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努めるものとする。
- 5) 施設は、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、医師・看護職員・介護職員・支援相談員・介護支援専門員等の職員を構成員とした会議を入所後早期及び、その後少なくとも3ヶ月ごとに実施し、協議・検討するものとする。これらの検討の経過及び結果については、文書に記録するとともに2年間保管するものとする。
- 6) 施設は、入所者の退所に際しては、その者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、退所後の主治医及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供するとの密接な連携に努めるものとする。
- 7) 自傷他害の恐れのある人、及び伝染性疾患（感染症、疥癬、結核など）にかかり、他入所者に伝染する恐れのある場合は、病院又は診療所への転院を基本とする。
- 8) 他の病院等に入院した場合は、原則として退所とする。

第13条 要介護認定の申請に係る援助

- 1) 施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。
- 2) 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

第14条 入退所の記録の記載

施設は、入所に際しては入所の年月日及び施設の名称を退所に際しては、退所の年月日を当該者の被保険者証に記載するものとする。

第15条 健康手帳への記載

施設は、提供した介護保険施設サービスに関し、入所者の健康手帳の医療に係るページに必要な事項を記載するものとする。ただし、健康手帳を有しない者については、この限りではない。

第4章 施設サービスの内容

第16条 施設サービス計画の作成

- 1) 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。

- 2) 計画担当介護支援専門員は、入所者及びその家族の希望、入所者について把握された解決すべき課題並びに医師の治療の方針に基づき、当該入所者に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成するものとする。
- 3) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、入所者に対して、説明し、同意を得るものとする。
- 4) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても介護保健施設サービスの提供に当たる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともにに入所者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 5) 第1項から第3項までの規定は、前項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

第17条 施設サービスの取扱方針

- 1) 施設は、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者的心身の状況等に応じて、その者の療養を妥当適切に行うものとする。
- 2) 介護保健施設サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
- 3) 施設の従業者は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。
- 4) 施設は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- 5) 施設は、自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

第18条 診療の方針

- 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。
- 1) 診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行う。
 - 2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をあげることができるよう適切な指導を行う。
 - 3) 常に入所者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行う。
 - 4) 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして妥当適切に行う。

第19条 必要な医療の提供が困難な場合の措置等

- 1) 施設の医師は、入所者の病状から見て当該施設において自ら必要な医療の提供が困難であると認めたときは、協力病院等その他適当な病院若しくは診療所への入院の為の措置を講じ、又は他の医師の往診を求める等診療について適切な措置を講じるものとする。
- 2) 施設の医師は、不必要に入所者の為に往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させないものとする。
- 3) 施設の医師は、入所者の為に往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報提供を行う。
- 4) 施設の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは、歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受け、その情報により適切な診療を行う。
- 5) 軽症以外の病気に罹患し、病院治療が必要と思われるものは、転院退所を原則とする。

第20条 機能訓練

施設は、入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助ける為に必要なリハビリテーションを医師、作業療法士等の指導の下に計画的に行うものとし、各入所者の施設サービス計画に基づき、適切に実施する。

第21条 看護及び医学的管理の下における介護

- 1) 看護及び医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じて、適切な技術をもって行うものとする。
- 2) 施設は、1週間に2回以上、入所者を入浴させるものとする。ただし、医師の指示により入浴させることができない場合は、身体の清拭を行うものとする。
- 3) 施設は、入所者に対し、その病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。
- 4) 施設は、オムツを使用せざるを得ない入所者については、心身及び活動状況に適したオムツを提供するとともに、適切にオムツ交換を実施するものとする。
- 5) 施設は、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床・着替え・整容等の日常生活上の世話を適切に行うものとする。

第22条 食事の提供

- 1) 食事の提供は、栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとする。
- 2) 食事の提供は、入所者の自立の支援に配慮して、可能な限り、離床して食堂で行うように努めるものとする。

第23条 相談及び援助

施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

第24条 その他のサービスの提供

- 1) 施設は、教養娯楽整備等を備えるほか、適宜入所者の為のレクリエーション・行事等を行うものとする。
- 2) 施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

第25条 衛生管理等

- 1) 施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は、飲用に供する水について、衛生的な管理に努め又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。
- 2) 施設は、当該施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第26条 協力病院等

協力病院及び協力歯科医療機関は、次のとおりとする。

- ・協力医療機関 医療法人太田脳神経外科医院（福岡県糸島市浦志二丁目21-21）
- ・協力歯科医療機関 おおたデンタルクリニック（福岡県福岡市早良区南庄2-10-15）

第5章 利用料金その他の費用

第27条 利用料等の受領

- 1) 施設は、法定代理受領サービスに該当する介護保健施設サービスを提供した際には、入所者から別紙1と別紙2に掲げる利用料金の一部及び食事の負担額の支払いを受けるものとする。
- 2) 施設は、前項に定めるもののほか、別紙2に掲げるその他利用料金の支払いを受けることができる。
- 3) 施設は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所者の同意を得るものとする。

第28条 保険給付の請求の為の証明書の交付

施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した施設サービスの内容、費用の額その他必要と認めらる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付するものとする。

第6章 施設利用に当たっての留意事項

第29条 留意事項

入所者は、次の事項を守らなければならない。

- 1) 日常生活は、管理者が定める日課表に基づいて生活し、職員の指導に従い、規律を守り相互の友愛と親和を保ち、心身の安定を図るよう努めること。
- 2) 他の入所者に迷惑をかけず、相互の融和を図るよう努めること。
- 3) 施設及び療養室の清潔、整頓その他環境衛生の保持の為に協力するとともに、身の回りを整え、身体及び衣服の清潔に努めること。
- 4) 建物、備品及び貸与物品は大切に取り扱うよう努めること。
- 5) 火災予防上、次の点については、特に注意を払い、火災防止に協力すること。
 - ①施設内は禁煙となっております。
 - ②発火の恐れのある物品は、施設内に持ち込まないこと。
 - ③火災防止上、危険を感じた場合は、直ちに職員に連絡すること。
- 6) 入所者の「営利行為・宗教の勧誘・特定の政治行動」は禁止しております。
- 7) 入所者は、身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

第30条 面会

面会時間は、毎日14時から17時までとしています。事前にお知らせください。感染症などにより面会の制限や中止をさせて頂く場合があります。

第31条 外出・外泊

- 1) 外出及び外泊については、サービスステーションの従業員に届出書を提出し、主治医の許可を得て下さい。
- 2) 外泊時等で、当施設以外の医療機関を受診する場合は、必ずご連絡下さい。

第7章 非常災害対策

第32条 非常災害対策

当施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備しそれらを定期的に従業員に周知すると共に、定期的に避難訓練・その他必要な訓練を行うことに努めます。

- 1) 火災等の災害時に、地域の消防機関への速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底すると共に日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りに努めます。
- 2) 風水害、地震等の災害に対処する為に消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務に努めます。
- 3) 防火管理者は、当施設従業員に対して、防火教育及び消防訓練を実施します。
 - ①訓練（消火・通報・避難）は、年に2回以上行うものとする。
 - ②利用者を含めた避難訓練等は年に1回以上行うものとする。
 - ③非常災害用設備の使用方法の徹底
- 4) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとるものとする。

第8章 その他施設運営に関する重要事項

第33条 揭示

施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示するものとする。

第34条 秘密保持等

- 1) 施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2) 施設は、職員であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じるものとする。
- 3) 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得るものとする。

第35条 苦情相談窓口

- 1) 施設は、その提供した介護保健施設サービスに関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情を受け付ける為の窓口を設置し、別紙「利用者からの苦情を処理するために講じる措置の概要」に基づいて措置するものとする。
- 2) 施設は、その提供した施設サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は、当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3) 施設は、その提供した施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

第36条 地域との連携

施設は、その運営に当たっては、地域住民又は、その自発的な活動等との連携及び協力をう等の地域との交流に努めるものとする。

第37条 事故発生時の対応

- 1) 施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに入所者の家族、市町村等関係機関に連絡を行うとともに必要な措置を講じるものとする。
- 2) 施設は、損害賠償保険に加入し、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、加入保険会社と協議の上で適切に対処します。
- 3) 施設は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下に該当する場合には施設は損害賠償責任を免れます。
 - ①病気により起こした事故、本人が故意に起こした事故の場合。
 - ②入所者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。
 - ③入所者がサービスの実施にあたって必要な事項に関する聞き取り・確認に関して故意にこれを告げず又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。
 - ④入所者の急激な体調の変化等、また職員付添のない状態で入所者本人が転倒を起こす等、施設の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合。
 - ⑤入所者が施設もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合。
- 4) 施設は、事故が生じた際には、その原因を解明し、再発を防ぐ為の対策を講じるものとする。

第38条 入所者に関する市町村への通知

施設は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- 1) 正当な理由なしに介護保健施設サービスの利用に関する指示に従わぬことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

第39条 会計の区分

施設は、介護保健施設サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

第40条 記録の整備

施設は、従業者、整備、会計及び入所者に対する施設サービスの提供に関する記録を整備しておくものとする。

①管理に関する記録

- ア 事業日誌
- イ 職員の勤務状況、給与に関する記録
- ウ 職員の研修等に関する記録
- エ 月間及び年間の事業計画及び事業実施状況表
- オ 関係官署に対する報告書等の文書綴
- カ 重要な会議に関する記録
- キ 防災訓練等に関する記録

②入所者に関する記録

- ア 入所者台帳（病歴、生活歴、家族の状況等を記録したもの）
- イ 施設サービス計画書
- ウ 診療録及び機能訓練・療養日誌（具体的なサービスの内容及び入所者の状況の記録）
- エ 第11条に規定する検討の経過・結果の記録

- オ 献立その他給食に関する記録
 - カ 緊急やむをえない場合に行った身体的拘束等に関する記録
- ③会計経理に関する記録
- ア 金銭・出納に関する書類
 - イ 収入・支出に関する書類（介護報酬請求明細書等）
 - ウ 資産に関する記録
 - エ 利用料に関する記録

第4 1条 虐待の防止

施設は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1) 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（リモートを行う事ができるものとする。）
を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図るものとする。
- 2) 施設における虐待の防止のための指針を整備する。
- 3) 施設において、従業者に対し虐待の防止のための研修を定期的に年2回以上実施する。
- 4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

第4 2条 業務継続計画

1 : 非常災害

災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して介護サービスの提供を受けられるよう、業務継続計画（BCP）を策定しています。

2 : 感染症

感染症が発生した場合にあっても、利用者が継続して介護サービスの提供を受けられるよう、業務継続計画（BCP）を策定しています。

第4 3条 感染症予防・まん延防止対策・衛生管理

従業者は利用者の使用する施設設備等において衛生管理し、感染症の発生及びまん延防止の為、対策を検討する委員会をおおむね一か月に1回以上開催するとともに、従業者への結果の周知徹底を図ります。
当該業務継続計画に従い業務実施します。

第4 4条 ハラスメントの防止

利用者及び従業者は、暴力・ハラスメントにより傷つくことがあってはなりません。事業所は下記の行為をハラスメントとして、発生または再発防止の指針を設備します。また研修を定期的に実施し、相談窓口の担当者を設置します。利用者等による従業者へのハラスメント行為が度重なり対策実施後の改善がみられないときは利用中止になる場合があります。

- ア) 身体的暴力・・・身体的な力を使って危害を及ぼす行為
- イ) 精神的暴力・・・個人の尊厳や人格を態度によって傷つけたり貶めたりする行為
- ウ) セクシャルハラスメント・・・意に沿わない性的誘い掛け、好意的な態度の要求等、性的嫌がらせ行為

第4 5条 認知症の研修

従業者は認知症に係る基本的な研修を受講しています。

第4 6条 條則

この規程に定めるもののほか、介護保険法、介護保険法施行令関係各法令を遵守し、さらに必要な事項については別に定める。

《個人情報のお取り扱いについて》

個人情報保護方針は、入所者様が安心して介護サービスをご利用いただくための当施設における個人情報取り扱いに関する宣言です。本方針をお読みになり、内容に同意された上で介護サービスをお受けいただきますようお願い申し上げます。本方針をお読みいただき、利用申込書に署名されたことにより、当施設の個人情報のお取り扱いに同意された事とさせていただきます。なお、当施設の個人情報のお取り扱いにつきまして、ご不明点等がありましたら、管理者までお問い合わせください。

個人情報保護方針

- 1) 介護サービス入所者様と信頼関係のもと、利用者様ご自身の情報をご提供いただくことなしに良い介護サービスを実現することは出来ません。当施設は、介護サービス提供に必要な範囲において皆様の個人情報を収集し、入所者様の同意のもと利用・提供を行っていきます。
- 2) 入所者様からご提供いただきました個人情報は、紛失・破壊・改ざん及び漏えいが起こらないよう適切な管理を徹底してまいります。
- 3) 個人情報に関する法令及びその他のガイドラインを遵守してまいります。
- 4) 個人情報保護の仕組みを継続的に改善できるよう、職員一同取り組んでいきます。

1. 個人情報の収集、利用について

当施設の職員は、入所者様に介護サービスの提供、通常の業務について次の目的の達成の為に入所者様の個人情報を利用します。詳細は「入所者様の個人情報の利用目的」をご覧ください。

- ①入所者の健康維持と回復等の直接的な利益の為
- ②事業所の事務あるいは経営上必要な為
- ③介護、医療の向上への寄与の為

上記以外の目的の為に入所者様の個人情報を利用する場合には、あらかじめその目的を入所者様にお伝えし同意をいただいたうえで利用いたします。

2. 個人情報の第三者提供について

入所者様の個人情報は、あらかじめ入所者様の同意をいただくことなく、当施設の職員以外の者に提供することはいたしません。

ただし、1の利用目的に該当する場合は、入所者様から特に申し出がない限り、入所者様に介護サービスを提供するための通常業務として必要な範囲において、入所者様の個人情報を第三者に提供いたします。

【介護サービスの入所者様の個人情報利用目的】

当施設におきましては、以下の目的で介護サービス入所者様の個人情報を利用・第三者提供いたします。本内容をご理解の上、介護サービスの提供にご協力いただきますようお願い申し上げます。なお以下の目的において、利用停止・第三者提供拒否の項目がございましたら、あらかじめお申し出願います。

1) 介護サービス入所者様の健康維持と回復等の直接的な利益の為

- ・入所者様の療養（診療）や説明
- ・入所者様のご家族に対する説明
- ・他の介護保険事業所、医療機関等へ入所者様を紹介する場合
- ・入所者様に関して、他の介護保険事業所、医療機関への照会する場合
- ・他の医療機関等の医師の意見を照会する場合
- ・他の介護保険事業所、調剤薬局、医療機関等からの照会に対しての返答
- ・急変、緊急時の呼び出し
- ・入所者様の居室前表示及び入退所案内の為

2) 事業所の事務あるいは経営上必要な為

- ・入所者様の入退所等の管理業務の為
- ・入所者様の会計や経理の為
- ・介護報酬の請求業務
- ・事業所の経営、運営の為の基礎データ
- ・立ち入り検査や実地指導への対応
- ・第三者評価機関や審査機関等への情報提供
- ・保険会社等への相談又は届出等

3) 介護、医療向上への寄与の為

- ・広報誌、診療録への写真掲載
- ・医師や看護師、介護職員、その他の介護（医療）従事者等の教育や研修
- ・看護学生等、その他介護（医療）従事者学生の教育や研修
- ・小中高生、ボランティア、見学等

上記以外の目的の為に利用者様の個人情報・第三者提供する場合には、あらかじめその目的を入所者様にお伝えし同意をいただいたうえで利用いたします。

本内容に関しまして、ご希望・ご不明な点がございましたら、当施設までお問い合わせ下さい。

介護老人保健施設おおた

電話：092（323）1251

FAX：092（323）1253

【様式1】

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

- あなたの状態が下記のA B Cをすべて満たしている為、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の身体拘束を行います。
- ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

記

A：入所者本人又は、他の入所者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。

B：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない。

C：身体拘束その他の行動制限が一時的である。

個別の状況による拘束の必要な理由									
身体拘束の方法 場所・行為 部位・内容									
拘束の時間滞及び時間									
特記すべき心身の状況									
拘束開始及び解除の予定	令和	年	月	日	から	令和	年	月	日まで

上記のとおり実施いたします。

令和 年 月 日

介護老人保健施設おおた

管理者：小松 美香

記録者：

【入所者・家族の記入欄】

上記の件について説明を受け、同意いたしました。

令和 年 月 日

氏名：

印

(本人との続柄 :

)

【様式2】

当施設は、入所者及びその家族に対する施設サービスの提供開始に当たり、契約書及び重要事項説明書、個人情報の取り扱い、身体拘束に関する説明について、説明をいたしました。

令和 年 月 日

【説明者】

所在地 : 福岡県糸島市浦志二丁目21-21

名 称 : 介護老人保健施設おおた

氏 名 :

印

私は、契約書及び重要事項説明書、個人情報の取り扱い、身体拘束に関する説明を受け、十分理解の上同意し
介護保健施設サービスの提供開始に同意いたします。

【入所者】

住 所 :

氏 名 :

印

【署名代行者】

住 所 :

氏 名 :

印

【保証人】

住 所 :

氏 名 :

印

**医療法人 太田脳神経外科医院 介護老人保健施設 おおた
料金表（別紙1）**

①第1段階（多床室）

本人及び世帯全員が市民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者

要介護度	保険1割負担／日	食費／日		居住費※	日常生活用品／日	教養娯楽費／日	栄養マネジメント加算	サービス提供強化加算	夜勤職員配置加算	一日合計	30日合計
		朝食	昼食								
要介護1	814									1,608	48,240
要介護2	891									1,685	50,550
要介護3	985			300	0	300	150	14	6	1,779	53,370
要介護4	1,061									1,855	55,650
要介護5	1,137									1,931	57,930

②第2段階（多床室）

本人及び世帯全員が市民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方

要介護度	保険1割負担／日	食費／日		居住費※	日常生活用品／日	教養娯楽費／日	栄養マネジメント加算	サービス提供強化加算	夜勤職員配置加算	一日合計	30日合計
		朝食	昼食								
要介護1	814									2,018	60,540
要介護2	891									2,095	62,850
要介護3	985			390	320	300	150	14	6	2,189	65,670
要介護4	1,061									2,265	67,950
要介護5	1,137									2,341	70,230

③第3段階（多床室）

本人及び世帯全員が市民税非課税であって、利用者負担段階1・2段階以外の方

要介護度	保険1割負担／日	食費／日		居住費※	日常生活用品／日	教養娯楽費／日	栄養マネジメント加算	サービス提供強化加算	夜勤職員配置加算	一日合計	30日合計
		朝食	昼食								
要介護1	814									2,278	68,340
要介護2	891									2,355	70,650
要介護3	985			650	320	300	150	14	6	2,449	73,470
要介護4	1,061									2,525	75,750
要介護5	1,137									2,601	78,030

④第4段階以上（多床室）

上記の以外の方

要介護度	保険1割負担／日	食費／日		居住費※	日常生活用品／日	教養娯楽費／日	栄養マネジメント加算	サービス提供強化加算	夜勤職員配置加算	一日合計	30日合計
		朝食	昼食								
要介護1	814									2,978	89,340
要介護2	891									3,055	91,650
要介護3	985	400	450	500	320	300	150	14	6	3,149	94,470
要介護4	1,061									3,225	96,750
要介護5	1,137									3,301	99,030

※居住費は、2・3人又は4人部屋の金額となっております。

その他利用料金

①日常生活用品：300円／日

シャンプー、リンス、ボディーソープ、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、おしぶり

②食費（栄養）一日：1350円／1日

③居住費※

2・3・4人部屋：320円、1人部屋：800円

④教養娯楽費：150円／日

材料費、レクリエーション活動費、行事費

**医療法人 太田脳神経外科医院 介護老人保健施設 おおた
料金表（別紙1）**

①第1段階（従来型個室）

本人及び世帯全員が市民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者

要介護度	保険1割負担／日	食費／日		居住費※	日常生活用品／日	教養娯楽費／日	栄養マネジメント加算	サービス提供強化加算	夜勤職員配置加算	一日合計	30日合計
		朝食	昼食								
要介護1	735									1,529	45,870
要介護2	812									1,606	48,180
要介護3	906			300	0	300	150	14	6	24	1,700
要介護4	982										1,776
要介護5	1,058										1,852
											55,560

②第2段階（従来型個室）

本人及び世帯全員が市民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方

要介護度	保険1割負担／日	食費／日		居住費※	日常生活用品／日	教養娯楽費／日	栄養マネジメント加算	サービス提供強化加算	夜勤職員配置加算	一日合計	30日合計
		朝食	昼食								
要介護1	735									1,939	58,170
要介護2	812									2,016	60,480
要介護3	906			390	320	300	150	14	6	2,110	63,300
要介護4	982									2,186	65,580
要介護5	1,058									2,262	67,860

③第3段階（従来型個室）

本人及び世帯全員が市民税非課税であって、利用者負担段階1・2段階以外の方

要介護度	保険1割負担／日	食費／日		居住費※	日常生活用品／日	教養娯楽費／日	栄養マネジメント加算	サービス提供強化加算	夜勤職員配置加算	一日合計	30日合計
		朝食	昼食								
要介護1	735									2,199	65,970
要介護2	812									2,276	68,280
要介護3	906			650	320	300	150	14	6	2,370	71,100
要介護4	982									2,446	73,380
要介護5	1,058									2,522	75,660

④第4段階以上（従来型個室）

上記の以外の方

要介護度	保険1割負担／日	食費／日		居住費※	日常生活用品／日	教養娯楽費／日	栄養マネジメント加算	サービス提供強化加算	夜勤職員配置加算	一日合計	30日合計
		朝食	昼食								
要介護1	735									2,899	86,970
要介護2	812									2,976	89,280
要介護3	906	400	450	500	320	300	150	14	6	3,070	92,100
要介護4	982									3,146	94,380
要介護5	1,058									3,222	96,660

※居住費は、2・3人又は4人部屋の金額となっております。

その他利用料金

①日常生活用品：300円／日

シャンプー、リンス、ボディーソープ、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、おしぶり

②食費（栄養）一日：1350円／1日

③居住費※

2・3・4人部屋：320円、1人部屋：800円

④教養娯楽費：150円／日

材料費、レクリエーション活動費、行事費

介護老人保健施設 おおた

料金表

【加算一覧】

夜勤職員配置加算	24 円／日	
サービス提供強化加算（Ⅰ）	12 円／日	
サービス提供強化加算（Ⅱ）	6 円／日	
短期集中リハビリテーション実施加算	240 円／日	入所日から 3 ヶ月
栄養マネジメント加算	14 円／日	
初期加算	30 円／日	入所日から 30 日間
療養食加算	23 円／日	
外泊時費用	362 円／日	居宅における外泊を認めた場合、6 日を限度として
退所時指導加算	400 円	退所時（在宅復帰時）ご家族へ退所後の生活についての指導を行った場合
退所時情報提供加算	500 円	退所時（在宅復帰時）主治医に対して診療情報を提供した場合
退所前連携加算	500 円	退所時（在宅復帰時）に居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
緊急時治療加算	500 円／日	状態が重度となり、緊急的な治療管理を行った場合、3 日を限度として
ターミナルケア加算 1	200 円／日	ターミナルケアが行なわれた場合、死亡日以前 15 日以上 30 日以下
ターミナルケア加算 2	315 円／日	ターミナルケアが行なわれた場合、死亡日以前 14 日まで
経口移行加算	280 円／日	180 日以内の期間に限り
経口維持加算（Ⅰ）	28 円／日	180 日以内の期間に限り
経口維持加算（Ⅱ）	5 円／日	180 日以内の期間に限り
口腔機能維持管理加算	30 円	

【特別療養費】

感染対策指導管理	5 円／日	施設全体として、常時感染対策をとっている場合に算定する
褥瘡対策指導管理	5 円／日	常時褥瘡対策をとっている場合に算定する。 (ランク B 以上【寝たきり度】)
初期入所診療管理	250 円／日	
重度療養管理	120 円／日	
医学情報提供	250 円／日	
摂食機能療養	185 円／日	1 月に 4 回を限度

医療法人 太田脳神経外科医院 介護老人保健施設 おおた

(介護予防) 短期入所療養介護 料金表 (1)

①第1段階 (多床室)

本人及び世帯全員が市民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者

要介護度	保険1割 負担／日	食費／日			日常生活 用品	教養娛 楽費	個別リハビリテーション実 施加算	サービス提供強化	夜勤職員 配置	一日合計
		朝	昼	夕						
要介護1	854									1,844
要介護2	931									1,921
要介護3	1,094		300	0	300	150	240	0	0	2,084
要介護4	1,170									2,160
要介護5	1,246									2,236

②第2段階 (多床室)

本人及び世帯全員が市民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方

要介護度	保険1割 負担／日	食費／日			日常生活 用品	教養娛 楽費	リハビリテーション 機能強化	サービス提供強化	夜勤職員 配置	一日合計
		朝	昼	夕						
要介護1	854									2,044
要介護2	931									2,121
要介護3	1,094		390	320	300	150	30	0	0	2,284
要介護4	1,170									2,360
要介護5	1,246									2,436

③第3段階 (多床室)

本人及び世帯全員が市民税非課税であって、利用者負担段階1・2段階以外の方

要介護度	保険1割 負担／日	食費／日			日常生活 用品	教養娛 楽費	リハビリテーション 機能強化	サービス提供強化	夜勤職員 配置	一日合計
		朝	昼	夕						
要介護1	854									2,304
要介護2	931									2,381
要介護3	1,094		650	320	300	150	30	0	0	2,544
要介護4	1,170									2,620
要介護5	1,246									2,696

④第4段階以上 (多床室)

上記の以外の方

要介護度	保険1割 負担／日	食費／日			日常生活 用品	教養娛 楽費	リハビリテーション 機能強化	サービス提供強化	夜勤職員 配置	一日合計
		朝	昼	夕						
要介護1	854									3,004
要介護2	931									3,081
要介護3	1,094	400	450	500	320	300	150	30	0	3,244
要介護4	1,170									3,320
要介護5	1,246									3,396

※居住費は、2・3人又は4人部屋の金額となっております。

その他利用料金

①日常生活用品：300円／日

シャンプー、リンス、ボディーソープ、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、おしぶり

②食費一日：1350円／1日

③居住費※

2、3、4人部屋：320円、1人部屋：800円

④教養娯楽費：150円／1日

材料費、レクリエーション活動費、行事費

医療法人 太田脳神経外科医院 介護老人保健施設 おおた

(介護予防) 短期入所療養介護 料金表 (1)

①第1段階 (多床室)

本人及び世帯全員が市民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者

要介護度	保険1割負担／日	食費／日			居住費※	日常生活用品	教養娯楽費	個別リハビリテーション実施加算	サービス提供強化	夜勤職員配置	一日合計
		朝	昼	夕							
要支援1	619										1,609
要支援2	773				300	0	300	150	240	0	1,763

②第2段階 (多床室)

本人及び世帯全員が市民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方

要介護度	保険1割負担／日	食費／日			居住費※	日常生活用品	教養娯楽費	リハビリテーション機能強化	サービス提供強化	夜勤職員配置	一日合計
		朝	昼	夕							
要支援1	619										1,809
要支援2	773				390	320	300	150	30	0	1,963

③第3段階 (多床室)

本人及び世帯全員が市民税非課税であって、利用者負担段階1・2段階以外の方

要介護度	保険1割負担／日	食費／日			居住費※	日常生活用品	教養娯楽費	リハビリテーション機能強化	サービス提供強化	夜勤職員配置	一日合計
		朝	昼	夕							
要支援1	619										2,069
要支援2	773				650	320	300	150	30	0	2,223

④第4段階以上 (多床室)

上記の以外の方

要介護度	保険1割負担／日	食費／日			居住費※	日常生活用品	教養娯楽費	リハビリテーション機能強化	サービス提供強化	夜勤職員配置	一日合計
		朝	昼	夕							
要支援1	619										2,769
要支援2	773				400	450	500	300	150	30	2,923

※居住費は、2・3人又は4人部屋の金額となっております。

その他利用料金

①日常生活用品：300円／日

シャンプー、リンス、ボディーソープ、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、おしぶり

②食費一日：1350円／1日

③居住費※

2、3、4人部屋：320円、1人部屋：800円

④教養娯楽費：150円／1日

材料費、レクリエーション活動費、行事費

**医療法人 太田脳神経外科医院 介護老人保健施設 おおた
(介護予防) 短期入所療養介護 料金表 (2)**

【加算一覧】

夜勤職員配置加算	24 円／日	
サービス提供強化加算（Ⅰ）	12 円／日	
サービス提供強化加算（Ⅱ）	6 円／日	
リハビリテーション機能強化加算	30 円／日	
個別リハビリテーション実施加算	240 円／日	
療養食加算	23 円／日	
緊急時治療加算	500 円	1月に1回3日を限度に一日につき
送迎（片道）	184 円／日	